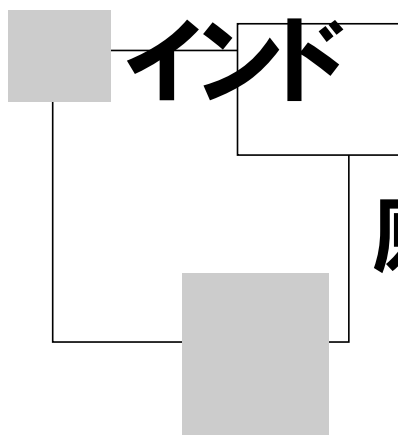


軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道 製作責任者 ■ 田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」



原子力「軍民分離計画」 ——核戦力の聖域を守る

米・インド両国は、05年7月18日(本誌242号参照) 06年3月2日(本誌253号参照)の2つの共同声明を通じて、二国間関係のさらなる強化を打ち出した。とりわけ重要なのは、米国が、インドを事実上の核保有国として承認し、民生用原子力に関して協力を行うという意図を鮮明にしたことである。

米印が現時点で実際に合意している内容とはいかなるものだろうか。それは、インドのマンモハン・シン首相がインド議会に対して3月7日に提示した、「2005年7月18日の米印共同声明の実施——インドの分離計画」¹⁾に示されている。「分離」とは、インドの核施設を軍事用と民生用に分離することを意味する。ここでは、3ページに資料として掲げた「分離計画」の抜粋をもとに説明しよう。

米原子力法とNSGガイドライン

第2節は、米国側の約束に関するものである。インドの原子力産業は、天然ウランを燃料として用いる重水炉を中心としているため、商業規模でウラン濃縮を行う施設を持たない。したがって、軽水炉であるトラブル発電所1号機・2号機を稼働させるために、海外からいかにして低濃縮ウランを確保するかがひとつの問題となってきた。

その際の障害として分離計画で第一に挙げられているのが米国の国内法である。詳述する余裕はないが、具体的に「1954年原子力法」のことを指している。そして第二の障害が、「国際的な取り決め」でありこれは主に、原子力

供給国グループ(NSG)のガイドラインのことを指している。これらのルールに従えば、後述するIAEAの「包括的保障措置」を受けていないインドとの核取引はできない。しかし、インドはこれからも包括的保障措置を受け入れるつもりがないため、ルールの方を変えないかぎり核協力は不可能だ。

今号の内容

- 〔インド〕核戦力の「聖域」を守る
原子力「軍民分離計画」
＜資料＞「軍民分離計画」抜粋
- 〔イラン〕国連大使、NYTに核兵器保有
計画否定する投稿
- 海兵隊グアム移転合意に
怒るチャモロの人々
- 解説:米軍再編の「蓮の葉」戦略
アフガニスタン、イラク、アジア太平洋
- 【連載】被爆地の一角から(10) 土山秀夫

民生用指定はインドの専決事項

次に、インド側の約束はどうなっているだろうか。

第11に、インドは自国の核施設を軍事用と民生用に分離しなくてはならない(第3節)、具体的にどう分離するかは第14節に記述してある。

右の地図上に、現在稼働中・建設中の発電炉(熱中性子炉)を示した。これらは合計で22基ある。このうち、現在すでに国際原子力機関(IAEA)の保障措置下にある、タラプール、ラジャスタン、クダンクラムの計6基が今後も継続して保障措置を受けることになる。これに加え、8つの加圧重水炉(PHWR)を今後指定し、保障措置下に置くとしている。以上をあわせると、現在稼働中・建設中の22基の熱中性子炉のうち、14基が保障措置下に置かれることになる²。逆に言えば、残り8基は国際的な監視の目からは外れることになる。

次に注目すべき点は、核分裂性物質を生産可能な施設の一部を民生指定からはずしていることだ。たとえば、カルパッカムにある2つの高速増殖炉については、保障措置を受け入れる立場にないとしている(第14節のii)。

兵器級プルトニウムを生産する炉としては、「バーバ原子力研究センター」内にサイラス(CIRUS)とドゥルーバ(Dhruva)という2つの研究炉があり、これらを合わせると、年間25~35キロの兵器級プルトニウムが生産可能だと見られている³。しかし、今回の分離計画では、ドゥルーバは民生指定されていない。

また、高濃縮ウランを生産する「希少金属プロジェクト」(Rare Metals Project)と呼ばれている施設についても民生指定されていない。D・オルブライトらによると、同施設においては、民生研究炉、海軍の原型炉、そしておそらくは核兵器用に高濃縮ウランを生産しているという⁴。

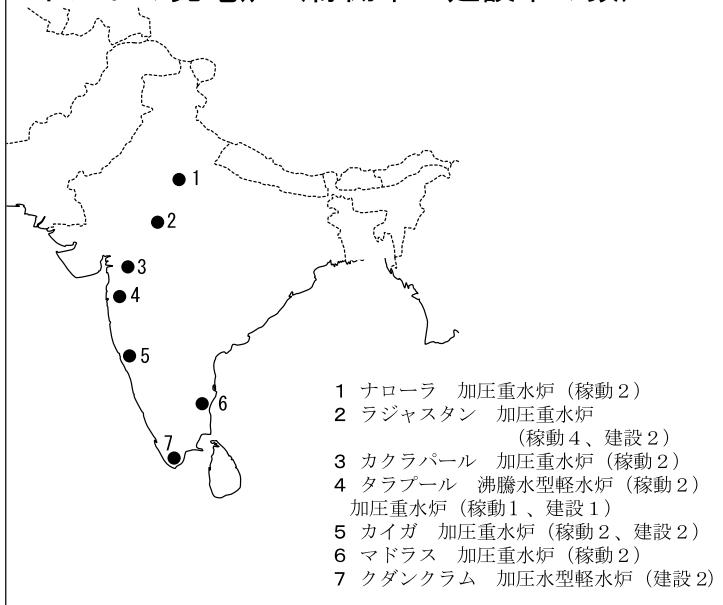
以上からもわかるように、あくまで優先するのはインドの国家安全保障上の都合であり(第6節、第13節)どの施設を民生用と指定するかはあくまでインドの専決事項であるということだ。

不透明なIAEA保障措置の行方

さて、インド側の第二の約束は、民生用と指定した施設をIAEAの保障措置下におくことである。問題は、保障措置協定が具体的にどのような形態のものになるのかという点だ。IAEAの保障措置には、措置の対象となる国の原子力施設全体に対する拘束がゆるい順に、主に以下のようなものがある。

- (1) 自発的保障措置(たとえば、核兵器国の民生施設に対するもの)
- (2) 二国間・多国間の原子力取引に基づき、核物質や機器を受領する核不拡散条約(NPT)非加盟国がIAEAから受ける保障措置。二国間取引で受領する核物質や機器のみが保障措置の対象(INFCIRC/66型)
- (3) NPTに加盟している非核兵器国などが受ける、国内のすべての平和的核活動におけるすべての核物

インドの発電炉(稼働中・建設中の数)



質に対する包括的保障措置。フルスコープ保障措置とも呼ばれる。(INFCIRC/153型)

(4) 追加議定書を(3)に加えて受け入れるタイプ(INFCIRC/540型)

今回のインドの計画の場合、保障措置の恒久化(第15節)が予定されていることから、離脱が可能な(1)には当てはまらない。また、インドは、非核兵器国としてNPTに加盟する意思もないことから、(3)にもあてはまらない。

結局、(2)がベースということになるが、第15節の「インドにのみ適用される」(India-specific)保障措置が具体的に何を意味するのかは、今後のIAEAとの交渉次第である。しかし、米印両国は、このインド・IAEA間交渉の結果を待たずしてインドとの原子力取引を容認するよう、米議会やNSGに迫っている。

最後に、インドが追加議定書の受け入れを表明している点(第3節)を捉えて、今回の米印合意はひとつの前進であると評されることがある。しかし、追加議定書は本来、国内のすべての核物質が包括的保障措置下にある非核保有国を前提に、それら核物質の軍事転用を防ぐ措置を強化したものである。したがって、マクゴールドリックらが主張するように、軍事用施設という領域をそもそも保持しているインドにこれを適用してもそれほど意味はない⁵。あくまで防ぎうるのはインドの民生施設からの軍事転用であって、軍事施設そのものにIAEAが手を出せるわけではない。核保有国に対する追加議定書適用は過去に前例がなく、それがどのようなものになるのかは現時点では不明だ。

インドの核強化への歯止めにならない

ここまでの検討でわかることは、今回の米印合意の中にインドの核開発を止める要素はほとんどないということだ。そのことはさらに次の点からも明らかになる。

<抜粋訳>

2006年3月7日発表

第2節

エネルギー安全保障と環境保護という二つの課題に対して民生用原子力が果たす中心的役割にかんがみ、両国政府は、2005年7月18日に、この分野における全面的な協力を再開するための枠組みを作るような相互的な誓約と責任分担を行うことに合意した。米国側は、次のことを約束した。

- ・全面的な民生用原子力協力を達成するために、米国の国内法と政策を調整するよう米議会の同意を追求すること。
- ・インドとの全面的な原子力協力や取り引きを可能とするため、国際的取り決めを調整するよう友好国・同盟国とともに努力すること。これは、保障措置を受けているタラプールの原子炉への燃料供給に関する迅速な考慮を含むが、それに限られない。
- ・同じく、タラプールに対して迅速に燃料供給するよう協力国に促すこと。
- ・国際熱核融合実験炉 (ITER) へのインドの参加を考慮するよう協力国と協議すること。
- ・「第4世代国際フォーラム」のその他の参加国と、インドをこれに参加させるとの見通しをもって協議すること。

第3節

インドは、たとえば米国のような進んだ核技術を持ったその他の主導的な国々と同じ責任と行動を果たし、同じ恩恵と利益とを得る用意があることを伝えた。したがって、インドは、次の義務を負うことを約束した。

- ・原子力施設や計画を段階的に軍事用と民生用に指定し分離すること。
- ・その民生用施設に関してIAEAに申告すること。
- ・その民生用施設を、IAEAの保障措置下に自発的におく決定を行うこと。
- ・民生用施設に関して、IAEAの追加議定書に署名し加盟すること。

第4節

インドが約束したその他の誓約は、すでに昨年中に達成されている。それには以下のようなものがある。

- ・米国も認識しているインドの責任ある不拡散の実績が継続し、その政策や行動に反映されていること。
- ・インドはいずれにも参加していないが、インドの輸出管理をNSGやMTCR (ミサイル関連技術管理体制) のガイドラインと調和させること。これらガイドラインと規制リストはすでに通告され、実施されている。
- ・2005年5月の大量破壊兵器法の結果として、インドの不拡散規制や輸出管理は相当にレベルアップした。その他の関連法規を検討したり改正したりすること、および適切な規則や規制を策定するための省庁間協議が進行中である。
- ・濃縮・再処理技術の未保有国に対してそれら技術の移転を自粛し、それらの拡散を制限する国際的努力を支持したこと。このことが我々の不拡散政策を導いてきた。
- ・核実験の自発的モラトリアムを継続したこと。
- ・多国間の核分裂性物質生産禁止条約締結に向けて米国と協働する意志を持ったこと。

第6節

インドは、軍事目的に特化された計画をもって始まったのではない核兵器を持っている唯一の国であるがゆえに、その核計画は特異なものである。インドの戦略的計画は、原子力計画

に関する研究から派生したものでありしたがって、より広範な、区分の難しい計画の中に埋め込まれているということが認識されねばならない。戦略的意味合いを持たない純粋に民生用の施設と計画を指定することは、特別の課題をもたらす。したがって、この分離計画によって民生用と指定された施設は、インドの決定した段階に従って保障措置に提供されることになる。関連している施設の性格や、その中で行われる活動、物質の持つ国家安全保障上の重要性、その施設の場所が、分離のプロセスを実行する際に考慮に入れておくべき要素である。これは、インドが専決する事柄である。

第13節

(前略)

- ・ある施設をIAEAの保障措置下におくことでインドの国家安全保障に悪影響が出るか否かが判断の根本基準となる。

(中略)

- ・民生用施設とは、したがって、インドがその戦略的計画とは無関係だと判断した施設のことである。

第14節

インドは、前記のことを考慮に入れ、米国の相互的な行為の基礎の上に、次のアプローチを採る。

- i 熱中性子炉: インドは、2006年から14年の間に14の熱中性子炉を指定し、保障措置に提供する。これには、現在保障措置下に置かれている4つの原子炉 (タラプール1号機・2号機、ラジャスタン1号機・2号機) と、それに加え、現在建設中のクダンクラム1号機・2号機が含まれることになる。それぞれ220メガワットの能力を持ったその他の8つの加圧重水炉もまた、保障措置に提供される。保障措置に提供される特定の熱中性子炉の段階的指定については、インドが別に示すことになる。この提供により、結果として、現在稼働中、建設中の22基の熱中性子炉のうち、14基が保障措置下に置かれることになり、保障措置下に置かれる熱中性子炉の総発電量は、2014年までに、19%から65%にまで引き上げられることになる。
- ii 高速増殖炉: カルパッカムの高速増殖原型炉 (PFBR) と高速増殖実験炉 (FBTR) に対する保障措置を受け入れる立場にインドはない。高速増殖炉計画は研究開発段階にあり、その技術が進歩し、進んだ開発段階に到達するまでには時間がかかる。
- iii 将来の原子炉: インドは、すべての将来の民生用熱中性子炉と民生用増殖炉を保障措置下におく決定を下した。インド政府は、どの炉が民生用かを専制的に決定する権利を持つ。
- iv 研究炉: インドは、CIRUS炉を2010年に永久閉鎖する。また、フランスから購入したAPSARA炉の炉心をバーバ原子力研究センターの外部に移動し、その炉心を2010年に保障措置下に置く用意がある。

(後略)

第15節

- ・(前略) インドは、その民生用核施設を、インドにのみ適用される保障措置下に恒久におき、この目的のためにIAEAと適切な保障措置協定に関する交渉を行う。

(訳:ピースデポ)

2ページから

第1に、インドの核実験停止は、あくまで自発的なものでよく、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加入することは求められていない(第4節)。

第2に、核分裂性物質の生産については、カットオフ条約締結に向け米国と協働する意志を持ったことが今年の達成事項として挙げられているのみであり、今後生産を停止することをインドが約束したわけではない(第4節)。

要するに、核実験停止やカットオフは、インドの義務ではないのみならず、今後の努力目標としての位置づけすら与えられていない。

以上のように、民生施設の指定、保障措置協定の内容という肝心の部分は未確定である上に、核軍縮に向かってインドに課せられた義務はあまりに少ない。私たちは、このような米印合意に賛成することはできない。(山口響)

<注>

- 1 www.indianembassy.org/newsite/press_release/2006/Mar/sepplan.pdf
- 2 インドの主な原子力施設一覧については、「科学・国際安全保障研究所」作成の以下の資料に拠った。デイビッド・オルブライト、スーザン・パス「インドの軍事用・民生用核施設の分離」(2005年12月) <http://www.isis-online.org/publications/southasia/indiannuclearfacilities.pdf>
- 3 ジア・ミアン、M.V. ラマナ「誤った目的、手段、必要性:米国とインドの核取引の背後にあるもの」『アームズ・コントロール・トゥデイ』2006年1・2月号。
- 4 デイビッド・オルブライト、スーザン・パス「インドのガス遠心分離計画:違法な調達、および遠心分離技術のノウハウの漏洩を防止する」(2006年3月) <http://www.isis-online.org/publications/southasia/indianprocurement.pdf>
- 5 フレッド・マクゴールドリック、ハロルド・ベンゲルズドルフ、ローレンス・シャインマン「米印核取引熟考」『アームズ・コントロール・トゥデイ』2005年10月号。

イランは核兵器計画を有していない

ジャバド・ザリフ国連大使のNYTへの投稿

ニューヨークタイムズ

3月29日に発表された国連安保理議長声明は、イランにおける未申告の核物質・核活動について懸念を表明し、IAEA事務局長に対して30日以内に報告をするよう要求した。それを受けて、4月28日に報告を行ったエルバラダイ事務局長は、事態にはそれほど進展がないとの認識を示した。

その後、イラン核問題をめぐる議論の舞台は再び安保理に移っているが、最近になって、原子力平和利用を主張するイランと、核兵器疑惑を唱え続ける米国・EU(英独仏)との間で、より友好的な対話へ向かおうとの機運が生まれつつある。米国のライス国務長官は5月31日、イランが濃縮・再処理活動を停止しさえすればイランとの直接協議も可能だと発言し、翌6月1日には、米露中とEU3がイランへの包括的な妥協提案に合意した。6月6日付『ニューヨーク・タイムズ』によれば、この提案には、軽水炉の共同建設などの原子力協力、イランのWTQ(世界貿易機構)加盟促進、米・イラン直接交渉の容認、ボーイング・エアバスの部品提供などが含まれているという。

こうしたムードを生み出したひとつの要因は、イランが、過激なレトリックを用いる一方で、冷静な交渉を長らく求めていたという点にある。以下に資料として示したジャバド・ザリフ国連大使のNYT「オプ・エド欄」への投稿は、そうした試みのひとつであるといえよう(編集部)。

イランの平和的核開発計画をめぐる論争で、不明瞭になってしまった論点があります。イラン問題に危機感を抱く必要はありません。問題解決は可能であり、まったくもって手の届く範囲内にあります。

レトリックの中で見失われてしまった論点とは、以下のとおりです。イランは核不拡散条約の道徳性と威信を強化させることに強い関心があり、条約の普遍性を確立させる努力の最前線に立ってきました。イランの核不拡散体制に対する思いは、わが国の法的責任、理にかなった戦略的計算、さらに宗教的かつイデオロギー的な教義に基づいています。イランの最高指導者であるアヤトラ・アリ・ハメネイ師は、核兵器の開発・製造・貯蔵・使用を禁止するファトマ教令(1980年)でも出しています(本誌第253号参照)。

もっと明確に申し上げましょう。イランの国家安全保障は、地域および国際協力のフレームワークに沿って定義されており、発展のために周辺地域の安定は欠かせない要素だと位置づけています。我々は、大量破壊兵器の規制に関する全ての国際協定に参加しています。我々は、地域の安定を求めています。イランは国連加盟国に対し、これまで武力行使を起こしたことはありませんし、武力行使の威嚇を行ったこともありません。わが国は化学兵器の攻撃を受けた経験はありますが、報復で化学兵器を使用したことはありません。これは国連のレポートにきちんと報告されている通りです。イランはこの250年間、他国を侵略したことは一度たりともありません。

2003年10月以来、わが国は国連による厳格な査察制度を受け入れています。これまでのべ1700人以上の査察を認めると同時に、過去における未申告の問題に取り組む措置を採択しました。ウラン転換、レーザー濃縮、燃料製造、重水減速研究炉に関する懸案問題の多くも是正してきました。

禁止されている核兵器の開発を立証できるとされている高濃縮ウランによる汚染問題さえ、満足がいくまで説明されています。私個人の言葉を信じなくても結構です。国際原子力機関(IAEA)は、同機関の行った調査は「発見された高濃縮ウランによる汚染のほとんどは、輸入した設備が汚染されたことによって起こった」というイランの発表を支持

5.12 市民3団体の要請に

本誌前号(256号)で既報の通り、5月12日、広島、長崎、首都圏の3団体(「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」「核兵器廃絶市民連絡会」)は、米国が推し進めようとしている「信頼性代替弾頭(RRW)」計画に対する日本政府の見解を質すべく、連名で申し入れを行った(要請文の全文は前号に掲載)。対応した芹澤清軍備管理軍縮課課長は、RRW計画を進める米国の動きに対し、「直ちに懸念すべきものではない」と現時点において日本政府として懸念

を表明する考えのないことを示唆した。さらに、「米国は核弾頭の削減を進めている」「核兵器廃絶が達成されるまでの間、老朽化して信頼性のなくなった核兵器が存在することは良くない」とRRWを売り込む米国と同じ論理を披露し、市民側の意見に逆に疑問を呈した。

一方、行き詰まりが続くCDの現状については、議論が前向きに進んでいるという感触があると語った。(編集部)

RRWは「直ちに懸念すべきものではない」と外務省

する傾向にある」と報告しています。

特筆すべき事柄として、わが国はIAEAによる軍事施設の訪問を、国際的義務の範囲外で何度も受け入れてきました。さらに査察官による環境サンプル採取も容認してきました。これまでの査察で不自然な活動は報告されていません。また、これらの場所で採取されたサンプルから核物質の存在が立証されたこともありません。

特に重要な点は、査察の結果、IAEAはイランにおける核兵器開発計画の証拠が見つからなかったという結論を繰り返し出したことです。

たとえば、IAEAが2003年11月に出した報告で「以前に申告されていなかった核物質や核活動が、核兵器開発に関連しているという証拠は現在まで見つかっていない」と確認されています。さらにその1年後および昨年9月には、IAEAは「イランで既に申告されているすべての核物質の用途は全て明確化され、したがって、禁止されている核活動に転用されていない」ということを再認識しました。

他に不明瞭となっている論点として、イランは解決に向け交渉の準備ができていているという事実があります。わが国は2003年10月以来、交渉に携わる欧州3カ国である英国・フランス・ドイツとの交渉継続、さらにはその再開に向けてさえ、最大限の努力をしてきました。また、2004年8月以来、イランは8つにわたる広範囲な提案をしてきました。

さらにこの間、イランは費用のかかる広範囲な信頼醸成措置を採択しました。例えば、交渉を成功させるために、違法ではない濃縮関連活動を2年間自発的に停止することなどです。

イランは交渉期間中、バランスの取れた政策の一環として、次のような活動を自発的に実施することを決めました。

- (1) IAEAによる強制的な査察を認める内容を記した追加議定書をイランの国会に提出し、批准を待つ間もその条項を適用し続ける
- (2) 転換・濃縮施設の現地査察を継続的に許可
- (3) 核兵器の開発・貯蔵・使用を永久的に禁止する法案を議会に提出
- (4) 核物質の不法入手防止にむけた輸出規制に協力

(5) プルトニウムの再処理と生産を自制

(6) 原子力に使用可能だが、核兵器に使用不可な核物質濃縮に限定

(7) 濃縮されたウランを直ちに燃料棒にすることにより、さらなる濃縮の可能性を防止

(8) 動力炉と将来の軽水炉に関して緊急に必要な燃料を確保する為の濃縮計画に限定

(9) 我々の意図を世界中で理解していただくため、研究開発のような論争が最も少ない側面の濃縮計画の導入

(10) ウラン濃縮計画に外国からのパートナー(公的・民間ともに)の受入れ

わが国は、燃料サイクル開発に関する地域コンソーシアムの設立を提案しました。コンソーシアムの所有・運営は、IAEAの保障措置下で、核技術を有する国が共同で行うこととなります。

他国の政府(特にロシア連邦政府)から、配慮ある解決策をいくつか提案いただき、それを受けて、わが国は交渉による解決を約束しました。それは、核技術を保有する権利を保障し、かつ核開発は平和利用のみという姿勢を保持するような解決策です。

圧力や威圧は問題解決につながりません。解決に必要なのは、政治的意志と交渉に取り組む真摯な態度です。イランは交渉の準備ができています。世界中の人々からの賛同を祈るばかりです。

ジャバド・ザリス(Javad Zarif)氏はイラン国連大使。

(訳:東田和子、ピースデポ)

出典:『ニューヨーク・タイムズ』06年4月6日。

www.nytimes.com/2006/04/06/opinion/06zarif.html?ex=130197600&en=96f5a23732d1f88&ei=509&partner=rssuserland&erc=rs

我々に一言も相談なしに決めた

海兵隊グアム移転合意に 先住民・チャモロ が怒りの声

在日米軍再編「ロードマップ」(前号参照)の最大の焦点は、海兵隊員8000人とその家族9000人のグアム移転である。移転時期は2014年とされた。5月19日、沖縄を訪れたグアム準州のカレオ・モイラン副知事は、牧野浩隆副知事や他の自治体の首長と会い、「海兵隊だけでなく軍艦や空軍も受け入れたい」と再編を経済発展のバネにしていく意欲を示し、日本政府の費用負担への期待を述べる一方、沖縄の企業がインフラ整備にかかわることを支援したいと述べた(『沖縄タイムズ』06年5月20日)。

日本で伝えられるグアムの声は、もっぱらこのような「歓迎論」である。しかし、グアムの人口の47%を占める先住民・チャモロの人権や自立のために運動している人々は今回の再編をどのように受け止めているだろうか。5月23日、ローレス国防次官補らは、グアムを訪れ、現地選出連邦議員や準州議会議員への説明をおこなった。これに抗議するために会場周辺に集まった先住民団体の人々の声を5月23日の現地紙「クアム(KUAM)ニュース」(5月23日)は次

のように伝えている。

「これは、グアムにとってはカタストロフィだ。チャモロ国家のことを思えば、このような大軍拡は災難に他ならない」と先住民団体「チャモロ国」のマガラヒ・ビンセント・ガリド・フィート氏は語った。ある先住民組織のメンバーは「ここは我々の島だ。なのに一度たりとも我々には相談がなかった。彼らは我々を利用している。この島を利用している。我々に膝を屈してこの島を立ち去れと言うのか? 米国はそれほどに強大なのだというのか?」あるグアム選出の女性連邦議員は海兵隊によって意図しない妊娠などの社会問題が女性たちの間に広がるのが心配だと話した。

米国政府は、このような反発を和らげるためのパートナーとして、上水、下水、電力などのインフラ整備をグアムの人々に約束している。グアムでもモイラン副知事のように「日本のお金でそれが出来ることを期待する声は小さくない。ローレス国防次官補は「日本政府がグアムの人々とのパートナーシップとして、基地以外のインフラ整備にも資金を提供することを期待している」と話した(『星条旗・電子版』5月25日)ところが、日本政府の納税者に対する説明は、日本の金は厳密に海兵隊移転のための基地関係のインフラ整備に限られるとというものである。

海兵隊グアム移転は、先住民の意に反し、差別と分断を拡大する。それを取り繕うために日本の金が使われる。この歪んだ構造が、「日米最終合意」の一つの重い側面であることを忘れてはならない。(田巻一彦)

解説

米軍再編の 「蓮の葉」戦略(下)

アフガニスタン・イラクと アジア・太平洋

米軍の新しい世界態勢の構築について、東ヨーロッパ(上)と中央アジア(中)における状況を紹介したが、ここでは対テロ戦争が続くアフガニスタンとイラク、及びアジア・太平洋地域について重要な情報を整理しておきたい。アジア・太平洋については、韓国、オーストラリア、グアムを取り上げる。フィリピン、シンガポールなどについても重要な動きがあるが、紙面の都合で機会を改めたい。

アフガニスタン - 基地の自由使用確保

2004年10月のアフガニスタン大統領選挙で勝利したハミド・カルザイ氏は、12月7日に正式に大統領に就任し、カルザイ政権が発足した。ブッシュ大統領とカルザイ大統領は、2005年5月23日、両国の基本的関係を定める共同声明「米国・

アフガニスタン戦略的パートナーシップに関する共同声明」(資料1に抜粋訳)に署名した。

共同声明の中で米国は、「不朽の自由作戦(OEF)」の中心基地であるバگرام空軍基地(カブールの東北40km)をはじめとする必要な軍事拠点の自由使用の権利を確保した。基地の使用目的に関しては、「アフガニスタンで作戦行動をする米軍」が、「対テロ作戦を継続」するため、また、「アフガニスタンの領土保全、独立、あるいは安全が脅かされたり、危機にあると感じたとき」に協議してとられる「適切な措置」のためと書かれている。

当面は、アフガニスタンにおける軍事作戦に限定されるであろうが、中央アジアに不安定が生じたときに、拡大して機能させることができる内容であると言えるであろう。その意味で、米軍は戦地であるアフガニスタンにおいても、

【資料1】

「米国・アフガニスタン戦略的パートナーシップに関する
共同声明」の抜粋

2005年5月23日

安全保障について

(両国は次のことについて緊密に協力する。)

- *アフガニスタンが治安責任を担う能力を発展させるよう、アフガン治安軍を組織し、訓練し、装備し、維持するよう援助する。
- *アフガニスタンがその領土保全、独立、あるいは安全が脅かされたり危機にあると感じたときには、適切な措置をとるために協議する。
- *アフガン政府が治安部門を改革することを支援する。
- *アフガン軍と協力して対テロ作戦を継続する。
- *アフガン政府の対麻薬計画への連合国の支援を援助する。
- *情報の共有を継続する。
- *アフガニスタンとNATOのつながりを強化する。
- *国境警備計画を支援する。

次のことが了解される。すなわち、ここに書かれている目的を達成するために、アフガニスタンで作戦行動する米軍は、バグラム空軍基地とその施設、及び相互の間で取り決める他の場所にある諸施設に今後も継続してアクセスする。また、米軍及び連合国軍は、協議と事前に合意した手続きに基づいて、適切な軍事作戦を行うのに必要な行動の自由を有する。

(訳:ピースデポ)

そこで戦うためだけではない前進作戦地(FOS)を確保したと言えるであろう。

イラク——4つの巨大基地に集約か

イラクに米国が恒久基地を設置するか否かを巡っては、公式の立場表明はまだない。ラムズフェルド国防長官が2005年12月23日にイラクを訪れたとき、海兵隊員とのQ&Aセッションにおいて、「今のところ、長期的な基地の計画はない」と言いつつ、「イラクの新政府からの申し出によって初めて協議が始まる」と答えた³。より公式に近い発言として、米国防総省スポークスマン・カーペンター海軍少佐(国際安全保障担当)がAP通信に「イラク新政府ができるまで将来の基地問題を議論するのは適当ではない」と語っている⁴。いずれの内容も、アフガニスタンと同様な形式を整えたとうえで、米国はイラクに恒久基地の設置を計画するものと思われる。

「ワシントン・ポスト」紙によると、2005年5月の時点で、米国はイラクに106個の基地を設置していた。それを4個所の巨大基地に集約する予定であると言う⁵。2006年4月、基地は75個に減っており、やはり米軍基地は4つの巨大基地に向けて既成事実が進行していると報道された⁶。公式発表はないが、現地では次の4つが問題の基地であると推測されている⁷。(地図参照)

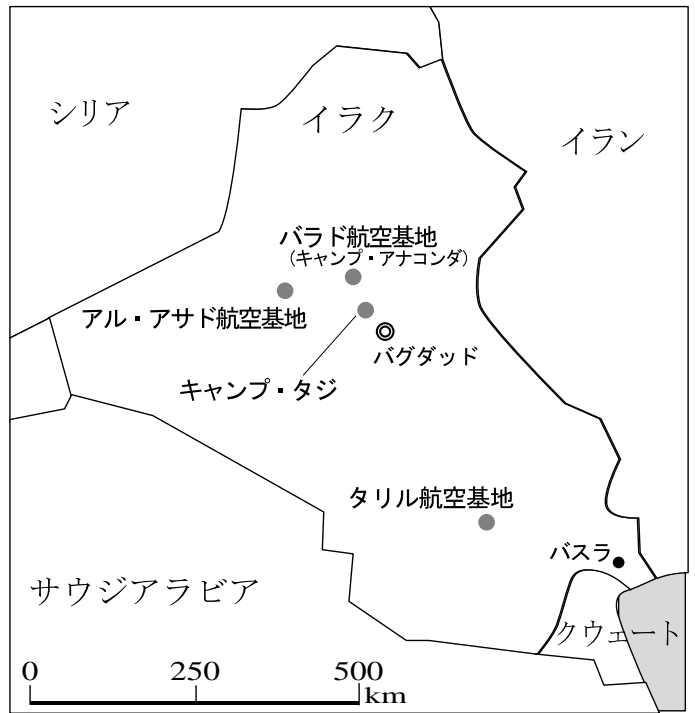
アル・アサド航空基地(バグダッドの西北西160km)

バラド航空基地(キャンプ・アナコンダ。バグダッドの北北西80km、チクリットの南50km)

キャンプ・タジ(バグダッドの北20km)

タリル航空基地(バグダッドの南東230km)

たとえばアル・アサド航空基地は、砂漠の真ん中に突然に米国の郊外を思わせるような巨大な基地の町が建設さ



れている。17000人の兵隊が行き来する。そこには水泳プール、フットボール競技場があり、バーガーキング、サブウェイ、ピッツァハットなどのファースト・フード店が並び、カーディーラーもあり、道路には米国と同じ道路標識が立っている。そして、毎日のようにコンクリートが砂漠に流し込まれている。

イラクの米軍基地は、サウジアラビアの基地を失った米国にとって、中東の戦略的拠点となることは間違いない。そのためにこそ戦争を始めたとする分析も十分に頷けることである。

韓国——「戦略的柔軟性」に合意

2004年10月6日、米韓両政府は在韓米軍撤退に関する最終合意を発表した。世界的米軍再編の中でもっとも早い公式合意であった。

それによると、12,500人(現在の兵力の約3分の1)の米軍を3段階に分けて08年末までに撤退させる。第1段階としては04年8月にイラクに派遣されていた第2旅団戦闘チーム(BCT)3600人を含む5000人が撤退する。第2段階は05~06年に行われ合計5000人(05年に3000人、06年に2000人)を、第3段階は07~08年に残りの2500人を撤退させる。公式声明にはないが、報道では基地面積は全体として約3分の1に縮小されるといふ。

基地に関しては、ソウルの中心部にある広大な敷地を占拠する第8陸軍司令部・在韓米軍司令部のある竜山(ヨンサン)基地(その主力は、第2歩兵師団)を韓国に返還することと引き替えに、烏山(オサン)空軍基地と陸軍のキャンプ・ハンフリーのある平澤(ピョンテク)に、新しい米軍センターを建設することとなった。しかも、建設費用は韓国持ちである。キャンプ・ハンフリーは3倍の大きさに拡張される。そのために土地を接収される住民たちの激しい反対闘争が起こっている。

在韓米軍の再編に関して、キーワードは「戦略的柔軟性」であった。米国は再編の原則を正面から適用し、在韓米軍

【資料2】

「同盟パートナーシップのための戦略協議」 の立ち上げに関する米韓共同声明(抜粋)

06年1月19日

韓国における米軍の戦略的柔軟性の問題に関して、ライス国務長官と潘(パン)外交通商相は両政府の理解を次のように確認した。同盟国として韓国は、米国の世界的軍事戦略のトランスフォーメーションの理論的根拠を全面的に理解し、在韓米軍の戦略的柔軟性の必要性を尊重する。戦略的柔軟性の実行に当たって、米国は、韓国民の意に反して東北アジアにおける地域紛争に巻き込まれてはならないという韓国の立場を尊重する。

が朝鮮半島有事に限定した部隊ではなく、グローバルに運用する部隊であることを韓国に認めさせようとした。韓国国内でも重要な政治焦点となった。

その結果、06年1月19日、ライス米国務長官と潘基文(パン・ギムン)韓国外交通商相とは共同声明^①資料2に抜粋記述を添えて、「(韓国は)在韓米軍の戦略的柔軟性の必要性を尊重する」「(米国は)韓国民の意に反して東北アジアにおける地域紛争に巻き込まれてはならないという韓国の立場を尊重する」と合意した。そして両国は閣僚レベルの「同盟パートナーシップのための戦略協議」を立ち上げた。米国は世界的再編における重要な目的を達したと言えるであろう。

韓国ではこのように正面から議論をして「戦略的柔軟性」について基本合意したのであるが、日本との違いについて指摘しておく必要がある。米韓相互防衛条約には日米安保条約における極東条項のような条項はなく、法的状況も過去の国会議論の経過も日本とまったく異なっている。日本では米韓におけるような合意は不可能である。

オーストラリア

— 遠征訓練地としての役割

オーストラリアにおいて、米国は遠征訓練地を確保した。世界的再編で貫かれている「適材適所」主義の現れである。

オーストラリアの世論は米軍部隊の駐留には主権意識から強い拒否反応を示してきた。したがって新しい訓練場の確保においても、米軍部隊は駐留しないこと、施設は米軍のための訓練施設ではなくて同盟強化の共同訓練場であることを強調するアプローチが取られた。交渉の結果、ノーザン・テリトリーに「米豪統合合同訓練センター」を設置することに両国は合意した。詳細は明らかにされていないが、「統合」という言葉に示されているようにトランスフォーメーションされた軍隊の訓練場を構想していることは間違いない。

実際、すでに新しい形の米軍訓練がオーストラリアで展開されている。05年6月にはアラスカに設立された米陸軍空挺部隊の「旅団戦闘チーム(BCT)」が、アラスカからノンストップでオーストラリア・クイーンズランドの訓練場に飛来し深夜にパラシュート降下する実験的訓練が行われた。また、グアムに配備された米空軍の爆撃機が直接グアムから飛来しノーザン・テリトリーのデラメア射爆場に実弾による空爆を行い、そのまま着陸なしにグアムに帰還するという訓練が両政

府の間で合意され、2006年に実行されようとしている。

グアム — 主要作戦基地として再生

新しい「蓮の葉」戦略のなかで、米国の施政下にあるグアムが見直されたのは当然と言える。米政府は、「主要作戦基地(MOB)」として、グアムを位置づけ直したと考えてよい。3つの側面で注目しておきたい。

第1は、海軍原子力艦の前進基地として急速に整備されていることである。01年に第15潜水艦隊が設置され初めての攻撃型原潜が母港にされて以来、06年にはすでに3隻目の原潜バツファローの母港配備が決定されている¹⁰。また、オハイオ級戦略原潜をトマホーク発射と特殊作戦部隊運搬用に改造した、攻撃型原潜よりはるかに大型のミサイル原潜の配備先としても、グアムの名前があがっている。

第2は空軍作戦部隊の基地として復活したことである。グアムにはアンダーセン空軍基地に第13空軍司令部があるが、冷戦後は空軍機の常駐はなく、1994年以来第36航空基地群という非作戦司令部が管理・調整機能を果たしていた。世界再編の中で在韓米軍の大幅削減を提案する中で、それに代わる抑止力という説明のもと、04年、B52爆撃機、B1爆撃機がローテーション配備され、第36遠征航空群が設置された。そして06年3月には、それは恒久的な爆撃機部隊である第36航空群に昇格し、本格的な作戦任務を負うことになった。

第3は、グアムが本格的な海兵隊基地になろうとしていることである。グアムにとっては初めてのことである。沖縄の海兵隊が司令部を中心に移転することが日米間で決定された。96年に沖縄の激しい反基地運動が起こったときに、クルーラク元太平洋海兵隊総司令官はすでに「沖縄よりはもっといい場所がある」と述べていたが、まさに米海兵隊は、インド洋、アラビア海、ペルシャ湾に臨むのに沖縄よりは好位置につくことができたとと言えるであろう。米国は、それを日本のお金で実現しようとしている。(梅林宏道)

<注>

1 <http://www.state.gov/p/sca/rls/pr/2005/46628.htm>

2 前進作戦地(FOS= Forward Operating Sites)。詳しくは「イアブック」核軍縮・平和・2005、227ページ参照。

3 米軍インフォメーション・サービス

http://www.defenselink.mil/news/Dec2005/20051223_3735.html

4 2006年3月21日『サンクトペルスブルグ・タイムズ』http://www.sptimes.com/2006/03/21/news_pf

5 2005年5月22日『ワシントン・ポスト』紙。

6 2006年4月2日『インデペンデント』紙。

7 同上。

8 <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2006/59447.htm>

9 主要作戦基地(MOB= Main Operating Bases)。詳しくは「イアブック」核軍縮・平和・2005、227ページ参照。

10 他2隻はコーバス・クリスティとヒューストン。

人間性に訴えるもの

昨年の8月9日、招かれて東京大学の安田講堂で話をする機会があった。東京大学と東京芸術大学共催の「芸術・科学と人類の共存シンポジウム」というテーマの1セッションで、物理学者の五十嵐壽一氏と筆者の各報告および司会者を挟んだ対談が組まれていた。

筆者は原爆で壊滅状態となった旧長崎医科大学病院における被爆者の救護体験と、直後から現在に至る被爆者の置かれた社会状況を述べたのち、次のような事実を指摘して話を結んだ。「放射能影響研究所の47年間にわたる原爆被爆者の死亡調査によりますと、疫学的に被爆者の固形がん死亡率は有意に高く、子供の時に被爆した人ほど相対リスクが高い。従って原爆の放射線にもとづくがん死亡の60ないし70パーセントは、これから後に起こってくる可能性が予測されています(放射研報告書No. 24-02)。つまり被爆者は被爆60年の今年を過ぎても、なお生涯にわたってがん発生の不安を抱えたまま生き続けなくてはならないのです。この一事をもってしても、いかに核兵器が他に類を見ない残虐かつ非人道的兵器であるかがお分かりになるでしょう」

シンポジウムは一般市民へも公開されていたので、セッションの終了後の休憩時間に何人も市民の人たちが寄って来て、質問や感想を述べて下さった。その中で印象的だったのは70歳代の男性の言葉だった。「私は今まである種の勘違いをしていました。確かに広島、長崎では原爆によって合計約21万人もの人たちが亡くなられたことは知っていました。しかし一方で、東京大空襲によっても約10万人以上の人々が生命を失われました。だから数の差はあっても質的には同じではないかと考えていました。ところが先生のお話で、生き残った被爆者の人たちに現在まで放射線の影響が残っていたどころか、今後さらにがんが多発するだろうとの予測をお聞きして、私は今更ながら自分の不明

を恥じました」。

この人は不明を恥じるという言葉を使ったが、決してそうではなからうと思った。数年前に厚労省の「在外被爆者に関する検討会」に委員として出席していたとき、或るマスコミ関係の委員から「原爆被爆者だけがなぜ特別なのか。東京大空襲などの一般戦災者とどこがちがうのか」と質問されて驚いたことがある。少なくともこの種の委員として選ばれている以上、その程度の常識は備えているはずと考えていたからだ。

国内では「被爆国日本」とか「核兵器廃絶」といった言葉がごく日常的に使われているものの、果たして一般市民がどれほど放射線被害の実態を理解しているだろうか。ましてや海外となれば、来日した経験や広島、長崎を訪ねたことがある人は別として、ほとんどの市民は原爆被爆の実相を知らないのがふつうであろう。そうした人々に対して、感性に訴える立場から被爆者の証言は欠かせないし、写真や映像を使った展示が必須のものとならう。しかしその上で核兵器廃絶への理解と協力を求めようとすれば、やはり論理的に説得できるだけの根拠も必要となる。

ただ論理となれば必ず反論する人々が出てくることを覚悟しなくてはならない。「原爆投下によって戦争終結が早められ多くの人命が救われた」「原爆投下はアジアに対する侵略国日本への因果応報ではないか」「他国が核兵器を持つことから自分たちの抑止のためには核兵器が必要だ」等々。そうした論を乗り越える有力な手段として、生き残った被爆者を苦しめ続ける放射線による後障害について、客観的かつ冷静に語る医学者の証言こそ求められるのではなからうか。それは国家やイデオロギーや怨念ではなく、人間性そのものに訴えかける事実の持つ重さと普遍性を示しているからである。



特別連載エッセー 10

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学、88年～92年長崎大学長。過去2回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)



米軍再編とは何か。いま私たちに問われている選択は何か。こうした問いに答える待望の一冊!

岩波ブックレット

「米軍再編 - その狙いとは」

梅林宏道 著

2006年5月30日 発行

ピースデポ特価:480円 送料別。多数部ご注文の場合はご相談ください)

7月10日発行

今年も、ピースデポが総力をあげてお贈ります。

<今>を読み解く、必読の書!

会員価格:1500円(一般価格:1800円)送料別)

予約受付中!

イアブック

「核軍縮・平和」 2006

日誌

2006.5.6~6.5

作成:中村桂子、林公則

CD=ジュネーブ軍縮会議 / EU=欧州連合 / F
MCT=カットオフ条約 / GNEP=グローバル原
子力パートナーシップ / KEDO=朝鮮半島エネ
ルギー開発機構 / MD=ミサイル防衛

5月8日 イラン政府報道官、イラン大統領が
ブッシュ大統領へ「現在の国際問題の解決
策を提示する書簡」を送付と発表。

5月8日 イラン核開発問題をめぐる国連安保
理常任理事国とドイツによる6か国外相会合、
ニューヨークで開催。合意に至らず。

5月9日 海自、米国がハワイ沖で実施予定の
MD迎撃実験に、弾道ミサイル追尾訓練として海
自イージス護衛艦の参加を発表。

5月9日 日米、空自車力分屯基地への「Xバ
ンドレーダー」暫定配備のため、同基地の土地と
建物を一定期間米側に提供することで合意。

5月10日 ブーチン・ロ大統領、年次教書演説
で、戦略核の増強を軸に軍拡路線を打ち出す。

5月11日 米下院歳出小委員会、07会計年度
エネルギー関連歳出法案を可決。GNEPの予算
を要求額から約4割削減。

5月11日 米海軍横須賀基地を母港にしてい
る米海軍第7艦隊のイージス艦「カウペンズ」和
歌山市の和歌山下津港に初入港。

5月15日 EU外相理事会、ブリュッセルで開
催。イランのウラン濃縮停止に対する「包括的見
返り案」支持で合意。

5月16日 イランへの「包括的見返り」案の内
容の一つとして、軽水炉提供が検討されていること
がEU外交筋から明らかに。ロイター。

5月17日 CDでFMCTをめぐる集中討議開
始。

5月17日 米下院歳出委、07会計年度エネ
ルギー関連歳出法案を審議。GNEPの関連予算か
ら約33億円を追加削減する修正案を可決。

5月18日 ラド・メーカー米国防務次官補、FMCT
の米固案をジュネーブ軍縮会議に提出。

5月18日 米紙NYT、米国が北朝鮮の核問題
と平和協定の締結を同時に話し合う広範で新し
い「取り組み」を検討していると報道。

5月24日 イラン核開発問題をめぐる国連安保
理常任理事国とドイツによる6か国外相会合、ロ
ンドンで開催。合意に至らず。

5月24日 米海軍のイージス駆逐艦ラッセル、
高知県宿毛市の宿毛湾港に入港。

5月25日 日本原燃、六ヶ所村使用済み核燃
料再処理工場、男性作業員が微量の放射性物
質を吸い込み体内被ばくしていたことを発表。

5月25日 米海軍原子力空母「エイブラハム・
リンカーン」、長崎県佐世保市の佐世保港に入港。

5月26日 米海軍のイージス駆逐艦「シャウ
ブ」、静岡県清水港に入港。

5月29日 非同盟諸国会議の閣僚会議、マ
レーシアで開幕。30日、核の平和利用支持を盛り
込んだイラン核問題に関する特別文書など採択。

5月31日 KEDO理事会、北朝鮮での軽水炉
建設事業廃止を正式決定。

6月1日 イラン核開発問題をめぐる国連安保
理常任理事国とドイツによる6か国外相会合、
ウィーンで開催。「包括的見返り案」で合意。

6月1日 北朝鮮、6か国協議担当のヒル米
国防務次官補を平壤に招待する意向を表明。同日、
米大統領報道官は提案を拒否。

6月1日 ハンス・ブリクス委員長率いる「大量
破壊兵器委員会」、核軍縮と核不拡散に関する提
言をまとめ、アナン事務総長に提出。

6月1日 「原子力供給国グループ」(NSG) 総
会、ブラジリアで開催(～2日)、原子力技術協力
に関する米印合意の承認を見送る。

沖縄

5月8日 稲嶺知事がキャンプ・シュワブにヘリ
ポートを設置する対案を示したことについて、防
衛事務次官が受入困難を示唆。

5月8日 嘉手納基地等でのF15訓練の一部
移転を北海道と千歳市、苫小牧市が容認。

5月9日 嘉手納飛行場に完成した新洗機場
を米側に提供することを日米合同委員会で合意。

5月10日 緊急着陸事故で嘉手納町議会が米
軍などに抗議。F15部隊の撤去を要求。

5月10日 新沿岸案に対し、名護漁協が反対
意見書を名護市役所と那覇防衛施設局に提出。

5月11日 普天間飛行場移設問題で、額賀防
衛庁長官と稲嶺知事が会談し、新沿岸案を基本
に協議を続けることで合意。

5月15日 本土復帰34年を迎え、「5・15平和と
くらしを守る県民大会」を開催。新沿岸案反対を
宣言。

5月16日 嘉手納基地でF15が訓練中に燃料
漏れを起こし、緊急着陸。

5月17日 読谷補助飛行場について、今年7月
までに全面積の四分之三が返還されることが判
明。

5月22日 米軍ポート4艇が、米軍提供水域境
界線を越えて養殖場を横断。3漁協が米軍に抗
議。

5月25日付 北谷町の基地内道路に対し遮音
壁を米軍が要求したため、開通が1ヶ月以上遅れ
ていることが24日までに判明。

5月25日 県環境保全条例に米軍の環境問題
を盛り込むことを、県環境審議会が提案。

5月28日 在日米軍再編による日本側の負担
額について政府が再試算。普天間代替施設建設
費は3千億超。

5月31日 在日米軍再編最終報告の実施に向
けた方針を政府が閣議決定。普天間代替施設の
具体的な概要の記述はなし。

5月31日 政府、協議会を設置し普天間代替
施設建設計画策定を進める構え。県は参加を拒
否。名護市は参加を表明。

5月31日 在沖米軍トップの四軍調整官、2014
年から16年のオスプレイ配備を言明。

今号の略語

BCT = 旅団戦闘チーム

CTBT = 包括的核実験禁止条約

FOS = 前進作戦地

IAEA = 国際原子力機関

ITER = 国際熱核融合実験炉

MTCR = ミサイル関連技術管理体制

NATO = 北大西洋条約機構

NSG = 原子力供給国グループ

NYT = ニューヨーク・タイムズ

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口 響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会
員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願いま
す。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更
新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入
会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口
響(ピースデポ)、大澤一枝、津留佐和子、中村和子、華
房孝年、林公則、東田和子、梅林宏道